

毎週火、金曜日発行(但休日に当る時は翌日)
昭和36年4月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目

次

◇人委規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年十二月七日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第四十号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一

部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年

三 三等級

三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号に次のハを加える。

ハ 別表第一の五等級欄に掲げる職のうち、きわめて高度の専門的知識及び長期の経験を必要とする職の占める職務

第一条第七項を次のように改める。

7 医療職給料表の職務の等級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

一 等級

イ 別表第七の一等級欄に掲げる職の占める職務

二 二等級

ロ 別表第七の二等級欄に掲げる職の占める職務

ハ 別表第七の三等級欄に掲げる職のうち、相当高度の専門的知識及び経験を必要とする職の占める職務

別表第七の三等級欄に掲げる職の占める職務

四 四等級

別表第八の四等級欄に掲げる職の占める職務

附 則

別表第七の五等級欄に掲げる職の占める職務

五 五等級

第二条第八項を次のように改める。

別表第七の五等級欄に掲げる職の占める職務となるべき標準的な職務の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

一 一等級

別表第八の一等級欄に掲げる職の占める職務

二 二等級

イ 別表第八の二等級欄に掲げる職の占める職務

ロ 別表第八の三等級欄に掲げる職のうち、相当高

度の専門的知識及び経験を必要とする職の占める

職務

三 三等級

別表第八の三等級欄に掲げる職の占める職務

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年十二月七日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第四十一号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭

和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を

次のように改正する。

第二条第一項第五号及び第六号を次のように改め、同条同項第七号中「行政職給料表の適用を受ける職員に

ついて、その者」を「職員」に改める。

五 昇任 職員を給料表の適用を異にすることなく職

務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年

三月鳥取県人事委員会規則第八号。以下「等級分類

基準の規則」という。）別表第一から別表第八まで

において、その者の現に属する職について定められ

た職務の等級より上位の職務の等級に属する職に任命することをいう。

六 降任 職員を給料表の適用を異にすることなく等

級分類基準の規則別表第一から別表第八までにおいて

て、その者の現に属する職について定められた職務の等級より下位の職務の等級に属する職に任命する

こと及び等級分類基準の規則別表第一の一等級欄か

ら四等級欄までに定める職（等級分類基準の規則別

表第九の規定により同格とみなされる他の給料表の

適用を受ける職を含む。）に任命されていた者が休

職を命ぜられ、その職を解かれることをいう。

第七条の次に次の一条を加える。

（昇給期間の通算による初任給の特例）

第七条の二 新たに採用された職員で、第二十一条の規定により最初の昇給の昇給期間に通算される月数が十二月をこえる者については、前四条の規定による号給の額より採用された等級における一号給上位の号給の額をもつてその者の初任給の額とする。

第八条の二を次のように改める。

（昇格の資格基準及び時期）

第八条の二 行政職給料表の適用を受ける職員で、その者の職務の等級が、その任命されている職について等級分類基準の規則別表第一に定める職務の等級である者のうち、直近下位の号給の額との差額が当該等級における最高額であり、かつ、直近上位の号給の額との差額がその最高額より減少する号給（以下「頭打号給」という。）以上の号給を受けた至つた者については、その者の現に属する職務の等級より一等級上位の職務の等級に昇格させることができる。但し、等級分類基準の規則別表第一の二等級欄に定める職にある者

- 2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる者が、
頭打号給より二号給以上上位の号給を受けるに至つた
場合においては、その者の現に属する職務の等級より、
一等級上位の職務の等級に昇格させることができる。
- 一 行政職給料表の適用を受ける職員で、等級分類基
準の規則第二条第一項第四号ロに規定する五等級の
職にある者
- 二 医療職給料表(二)の適用を受ける職員で、等級分類
基準の規則別表第七の三等級欄に定める職にある者
- 三 医療職給料表(三)の適用を受ける職員で、等級別定数の範囲内
において、かつ、現に属する職務の等級に一年以上在
級している職員について第十九条第一項に定める時期
に行なうものとする。

の昇格については、個々についてあらかじめ人事委員
会の承認を得なければならない。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる者が、

頭打号給より二号給以上上位の号給を受けるに至つた

場合においては、その者の現に属する職務の等級より、

一等級上位の職務の等級に昇格させることができる。

一 行政職給料表の適用を受ける職員で、等級分類基
準の規則第二条第一項第四号ロに規定する五等級の
職にある者

二 医療職給料表(二)の適用を受ける職員で、等級分類
基準の規則別表第七の三等級欄に定める職にある者

三 医療職給料表(三)の適用を受ける職員で、等級別定数の範囲内
において、かつ、現に属する職務の等級に一年以上在
級している職員について第十九条第一項に定める時期
に行なうものとする。

第十五条第一項第七号を削り、同条第二項中「、第六

号及び第七号」を「及び第六号」に改める。

第二十一条各号列記以外の部分中「第四条第二項、第

五条第二項若しくは第四項、」を「第三条第一項、第四

条第一項若しくは第二項、第五条第一項、第二項若しく

は第三項、第六条、」に改め、同条第一号に次のただし

書きを加え、同条第二号中「第五条第三項」を「第三条

第一項、第四条第一項、第五条第一項、第三項及び第六

条」に改める。但し、部局内の他の職員との均衡上必要

があると認められる場合においては、あらかじめ人事委
員会の承認を得て定める期間を合算した期間

第二十一条第三号を次のように改める。

三 第七条の規定により給料月額が決定された場合で、
給料月額に異動のなかつた場合においては採用直前

の給料月額を受けていた期間。但し、給料月額に異
動のあつた場合又は部局内の他の職員との均衡上必
要があると認められる場合においては、あらかじめ

人事委員会の承認を得て定める期間

第二十一条第八号を次のように改める。

第十五条第一項第七号を削り、同条第二項中「、第六

号及び第七号」を「及び第六号」に改める。

別表第五中

初任給

備考

初任給	備考
一三、八〇〇円	

初任給	備考
一〇、八〇〇円	

初任給	備考
九、四〇〇円	

〔卒業した日ににおける初任給を卒業した者の
三〇〇円とする。〕

を

に改める。

初任給
一三、八〇〇円
一〇、八〇〇円
九、四〇〇円

附 则

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月
一日から適用する。